

## 船舶事故調査報告書

令和3年4月28日


運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和2年8月28日 17時00分ごろ
発生場所	不明（岡山県備前市前島南方沖）
事故の概要	漁船第2松栄丸は、知人のかき養殖漁の手伝いを終えて帰航中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和2年10月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第2松栄丸、1.1トン OY3-22382（漁船登録番号） 個人所有 6.71m(Lr)×2.02m×0.76m、FRP ガソリン機関（船外機）44.1kW、平成8年1月3日 第271-39727号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 60歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年5月20日 免許証交付日 令和元年6月21日 （令和6年10月16日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風速 約0.7m/s 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、水温 約29
事故の経過	船長は、令和2年8月28日11時00分ごろ自宅を出た後、本船に1人で乗り組み、備前市鴻島南西方のかき筏で作業する知人に弁当を届ける目的で、備前市穂浪漁港を出航した。 船長は、12時00分ごろ知人に弁当を届けた後、筏の整備作業を手伝い、16時00分ごろ知人の船と共に帰航の途につき、16時10分ごろ備前市曾島西方沖で知人と別れた。 船長と同じ漁業協同組合（以下「所属漁協」という。）に所属する漁船の船長（以下「船長A」という。）は、いいだこ漁に向かう途

	<p>中、29日06時00分ごろ、備前市<sup>へそび</sup>臍尾鼻付近の岩に乗り揚げている本船を発見し、船上に人が倒れているのではないかと思い確認したが、無人で誰の船かも分からなかったため、漂流船と思い漁に向かった。</p> <p>所属漁協の担当者は、08時30分ごろ漁を終えて帰港した船長Aから無人の船の位置と船名を伝えられて、船長の携帯電話に連絡をしたが、電話が繋がらない状態であった。</p> <p>所属漁協の組合長は、09時15分ごろ所属漁協担当者が本船を確認して携帯電話が船上にあることを確認した後、10時30分ごろ所属漁協の組合員12人により船長の捜索に当たることとし、併せて海上保安庁にも10時41分ごろ通報した。</p> <p>所属漁協の組合員は、捜索を行っていたところ、11時17分ごろ、備前市前島南岸にうつ伏せの状態<sup>うつぶせ</sup>で、船長が所有するかき養殖施設の抑制柵<sup>よくいだな</sup>*1付近の海岸に打ち上げられている船長を発見して、12時00分ごろ穂浪漁港に搬送し、警察署に引き渡された。</p> <p>船長は、岡山市内の病院の医師により死因が溺死、死亡推定時刻が28日17時00分ごろと検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、機関が停止した状態で発見され、船体には、衝突痕などの損傷はなかった。(写真1参照)</p> <p>船長の知人は、船長は近日中に抑制柵の作業を行う話をしていたので、帰航中に同柵の点検のために立ち寄った際に落水したのかもしれないと思った。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本船の船上には、膨張式救命胴衣が積載されていた。</p> <p>船長の携帯電話は、甲板上に置かれていた。</p> <p>船長の家族の口述によれば、船長は、持病もなく、本事故当日の体調に不調はないように見えた。</p> <p style="text-align: center;">写真1 本船</p> 

\*1 抑制柵：かきの幼生に環境の変化に対する抵抗力をつけるために浅瀬に設置された施設

<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>船長は、28日16時10分ごろ曾島西方沖で知人と別れた後、29日11時17分ごろ前島南岸においてうつ伏せ状態で発見されて揚収され、医師により死亡推定時刻が28日17時00分ごろと検案されたことから、同日17時00分ごろ船長が溺死したものと推定される。</p> <p>船長が、船長の所有する抑制棚付近で発見されたこと及び本船が機関が停止した状態で発見され、衝突痕などの損傷はなかったことから、船長は、穂浪漁港に向け帰航中、同棚に立ち寄った際に、落水したものと考えられるが、目撃者がおらず、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、前島南方沖において、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型漁船の船長は、曝露甲板<sup>はくろ</sup>においては、救命胴衣を着用すること。</li> <li>・ 小型漁船の船長は、防水型又は防水パックに入れた携帯電話を身に付け、緊急時における連絡手段を確保しておくこと。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

